

## 第2回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月27日(月)13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2
3. 出席委員 13人

会長 1番 内海 武博  
会長職務代理者 3番 折元 文則  
4番 上野 悟 5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則  
7番 得納 逸二 8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭  
10番 荻田 光 11番 日南田貴美 12番 吉儀 良弘  
13番 桜井 陽子 14番 島津 健治

### 農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 2番 作田 博
5. 議事録署名委員の指名 14番 島津 健治 3番 折元 文則
6. 議事日程

#### 第1 付議事項

- 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について(2件2筆)
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(6件7筆)
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)

#### 第2 協議事項

- (1) 令和5年度 世羅町農業委員会事業計画(案)について
- (2) 令和5年度 農作業標準料金(案)について
- (3) 農地法改正に伴う下限面積(別段の面積)要件の廃止について(案)

#### 第3 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 非農地証明申請について(4件4筆)
- (3) 農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)
- (4) 農業相談について

#### 第4 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 山口 徹・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華
8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし
9. 傍聴者 なし
10. 会議内容(議長 1番 内海 武博) (開会13時30分)

事務局 定刻となりましたので、総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 はい、それでは改めましてこんにちは。毎日ご苦労さんでございます。2月

も、明日 1 日残すのみとなりまして、いよいよ 3 月に入れば、農作業というふうなことを見据えての動きになるのかなあというふうに思っております。寒くなったり暑くなったり、非常に体調管理が難しい気候でもありますので、十二分にお気をつけていただければと思います。お手元に今日配っております、A4 のですね。新聞の切り抜き、「太陽光発電の導入後押し」ということ、2023 年 2 月 15 日の中国新聞に載ってました。見られた方もおいでになるうかとも思いますけれど、福山市が 23 年度に補助制度創設を考えておるんだ、というふうな記事でございます。こういう事になりますと、益々太陽光についての、多くなっていくのかなあというふうにした訳でございます。それに対して、以前より、話しておりました、太陽光発電施設を作る転用するにあたってですね、どの様な事をそれぞれのお方にお願ひするのかというふうなことで、今回、3 月に今、マニュアルみたいなものを作ってますので、また、3 月の総会には皆さん方に配ればというふうに思っています。それから裏面を見ていただくとヤンマーさんが、米をテーマに東京に複合施設というようなことで、書いてありましたんで、これも、何時の新聞だったかちょっと覚えていませんけど、米の魅力を発信する複合施設ということで、13 日にオープンする、今月の 13 日だったとは思んですけど、そういう記事でございます。まあ、よくよく考えてみますと、日本、「米」というのが基になってますので、そういうふうなことで農機のメーカーのヤンマーさんが始められる、というふうなこともあるのかなあ、というふうに思って記事を読んだ訳です。

議長

はい、それでは第 2 回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任委員は 14 人、本日の出席委員は 13 人でございます。2 番 作田委員さんが欠席の報告がありました。また、10 番の荻田委員さんが少し遅れるということで報告がありましたのでお伝えします。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、14 番 島津健治委員さん、3 番 折元文則委員さんにお願ひをいたします。

(報告事項)

議長

付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局

はい、議案集 71 ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。今回、合意解約の関係が 7 件ございます。(以下 7 件 14 筆について議案集により報告。)説明については以上です。

(付議事項)

議長

はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員の方は 1 名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしますので、よろしくお願ひします。

(議案第 4 号)

議長 それでは、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」(2 件 2 筆) を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 1 ページをご覧ください。議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。

(議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の内容)

(議案第 4 号の内容「農地法第 4 条の規定による許可申請について」)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
■■■■	田 1 筆 39㎡	宅地 (始末書提出)	堀田・是竹・茶谷	現況：宅地 第2種農地 農用地区域外
■■■■	田 1 筆 55㎡	墓地	堀田・是竹・茶谷	現況：田 第2種農地 農振地区域外

(議案集により 1 件目・2 件目について朗読説明。) 事務局からは以上です。

議長 はい、1 件目・2 件目について堀田委員さんより報告をお願いします。

堀田委員 はい、失礼いたします。2 月の 19 日に私と是竹委員・茶谷委員で、今、説明のありました 2 件の案件を調査いたしました。1 件目の、■■■■番地の宅地となっておりますが、これは、始末書も出ておりましたが、平成 15 年頃に■■■■さんが本家普請をされまして、その時に家の裏の犬走部分を、畑を埋めて宅地にされたという状況だと思います。現状はもう犬走になっておまして、どうも出来ませんけども、そういう案件でございます。2 件目はですね、丁度その、隣接します畑地がございますけど、農地は田圃になってますが現状は畑で使ってますが、この角のところへ墓所を移転するというふうなことで申請が出ております。申請案件につきましては、別にこれをやることによって営農上の影響はございませんし、周囲は全て■■■■さんの所有の土地でございますので、別にこれも問題なからうというふうに、見たところでございます。以上でございます。よろしくご判断お願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、どうも。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 5 号)

議長 それでは、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(6

件7筆)を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)  
 議長 それでは事務局の説明を求めます。  
 事務局 はい、議案集17ページをご覧ください。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

(議案第5号の内容「農地法第5条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	畑1筆 1,180㎡	太陽光発電設備	藤高・黒木啓・勝見	第2種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田1筆 1,448㎡	太陽光発電設備	藤高・勝見・黒木啓	第2種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田2筆 1,034㎡	太陽光発電設備	茶谷・是竹・堀田	第2種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田1筆 1,374㎡	太陽光発電設備	湯川・茶谷・堀田	第2種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田1筆 791㎡	太陽光発電設備	湯川・茶谷・堀田	第2種農地 農用地区域外
■■■■■ ■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田1筆 5,170㎡	●広島県農業会議「意見聴取案件」 太陽光発電設備	稲田・相良・下原	第2種農地 農用地区域外

事務局 (議案集により1件目2件目について朗読説明。)

議長 はい、1件目・2件目について藤高委員さんより報告をお願いします。

藤高委員 はい、推進委員の藤高です。よろしく申し上げます。最初の1件目につきましては、2月23日(木)午前中、3名で現地の確認をしております。位置につきましては、■■■■■の北側、約1キロ位の高台の畑に位置しております。で、現況につきましては、年最低2回はトラクターで耕耘されてたと思うんですが、植え物はしとってんない様な状況ですけども、ちゃんと管理をされてる農地であります。被害防除措置計画なんですけども、土地の造成は現状のまま利用されるということでありまして、土砂等の流出はないということでありまして、周辺農地につきましては特に影響はない位置にあります。用水は必要なし、排水も直ぐ近くの排水路へ放流ということでありまして、汚水は発生しないということですので、その後、推進委員さんがちょっと話をされたということなんですけども、直ぐ上の家が、■■■■■さんということで、民家があるということですので、23ページの方へ書いてあるんですけども、土地境界とフェンスの間は防草シートを敷設して、年2回は草刈りを実施されるということでありまして、1件目につきましては以上です。2件目につきましても、2月23日(木)午前中に現地の確認を3名でしております。こちらの場所につきましては、■■■■■で■■■■■の■■■■■、■■■■■から、北に向かって、■■■■■へ行く国道があるんですけども、■■■■■の隣ということで、直ぐ近く300メートル位は■■■■■の■■■■■の境界に位置したところでございます。現況につきましては、

近くの■■■の方にですね、利用権設定して、耕作をずっと続けてきておられまして、私も現地確認というか、年1回のパトロールのところで、どこにあるんかないということで、この1筆だけ遠く離れた様な位置をしとりまして、毎年耕作しておられるのを確認しております。被害防除計画につきましては、土地の造成計画は整地をされるということで、田圃ですので土砂の流失は、被害を生じる恐れはないということでもあります。周辺の農地、これは、南側の方は■■■、西の方が道路で、■■■さんの土場があるということで、別に周辺には影響なしということです。用水は必要なしということで、排水は直ぐ隣の■■■へ放流です。汚水は発生しないということで、あと、その他の項目で被害等があれば、速やかに対応されるという内容でございます。現地確認の内容は以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、4番委員さん。

4番 4番上野です。先程、ちょっと私、聞き間違いしとるかもしれんのですが、草刈りを年2回すると言われた様な感じがしたんですけど、合ってますか。

藤高委員 はい、こちらの方にですね、先ほど言いましたように、黒木委員の方からちょっと相談があったので、家がちょうど後、目の前がソーラーがたくさん並ぶので草刈りをしてもらいたいという申し出をされてですね、ページ23ページなんですが、配置図の中に、上の方にですね、土地境界とフェンスの間は防草シート敷設、土地内部は年2回の草刈りをするという内容で、対応されとるようですよ。

4番 それは24ページ。

藤高委員 23ページです。

4番 23ページ、この22ページに書いてある内側は、年3から5回のだから内側であって、外が、外が年2回ということなんですね。内側が22ページには、内側は、年3から5回いうて書いてある。

藤高委員 そうですね。書いてありますね。

4番 だから、だから外側を年2回であって、内側を3回から5回するということ。

藤高委員 はい、その様に理解していいと思います。書いてありますね。

4番 書いてありますね。

藤高委員 はい。

4番 はい、解りました。すみません。

議長 事務局の方から少し補足して。

事務局 はい、すみません。そうですね、22ページの防除措置計画の方には、内側は年3回から5回というふうに書いてございますので、23ページの平面図では2回となっておりますが、3回から5回はされるというふうになるというふうに思います。

議長 ということでよろしいですか。

4 番 はい。  
議長 はい、他にありませんか。  
議長 ありませんか。  
議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により3件目について朗読説明。)

議長 はい、3件目について茶谷委員さんより報告をお願いします。

茶谷委員 はい、茶谷が報告いたします。2月19日、是竹委員さん・堀田委員さんと3人で現地を確認に参りました。当該農地は、■■■■■の方の出た道から、西側に行きまして、■■■■■の入り口に向かう道筋の、■■■■■さんといまして■■■■■の■■■■■がおられました方の家の真後ろになります。現地見ましたところ、去年まで利用権設定をやってたんですが、それが切れまして、その方が、もう作るのはいれなくて、■■■■■さんちょっと距離が遠いんで、今まで中々、利用権設定でお預けしたんだけど、米を作ることが出来なくなったんで、この場所を太陽光の場所として、譲り渡そうということで、■■■■■さんと話されたそうです。確かに■■■■■の方なんで、いちいちこの1枚のためにというのは難しいじゃろうのうということと、現地見ましても、周りの所に雨水処理の水路もありますので、太陽光発電でやっても別に問題ないだろうというふうに3人で判断した次第でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により4件目・5件目について朗読説明。)

議長 はい、4件目・5件目について湯川委員さんより報告をお願いします。

湯川委員 現地確認は19日の9時過ぎから行いました。この現地は、■■■■■の、国道■■■■■号の■■■■■の方から■■■■■の方へ向けて行きますと、■■■■■が、■■■■■があるんですけど、あそこの丁度前を南へ出たとこの田圃でございます。これが、向こうへ行っても突き当りで車が回らんようなところで、道路だけはあるんですが、軽四が通る道路はあるんですが、向こうで向きが変えられない

ような、[REDACTED]とそれから[REDACTED]の[REDACTED]やですね、あれとか[REDACTED]とか、[REDACTED]ですね、あそこの商店の従業員さんの駐車場が、際迄あるんです、ですからあそこは農道を切られてしもうとる、切ってしまうとる様な状態で、非常に農業するのも難儀と見受けました。それから現地は田圃ですが、年1回は草を刈っておられるようです。現地は田圃でございます。で、太陽光発電設備ということになっておりますので、地盤の整地とかいうものは無しです。水利、水の方も利用する方はない。排水が、自然排水。それから農業に関しても、障害はないと見受けました。他な転用は、あそこの道路ではちょっと難しい様な状態でございます。そういうことで3人が、茶谷委員さん・堀田委員さん・私と3人で現地確認を行いました、仕様がなんでしょうという結論につきました。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、8番委員さん。

8番 8番宮丸です。先ほどの審議の時に伝えればよかったのかもしれませんが、譲受人の[REDACTED]さんという会社の被害防除措置計画書の中に、先程、質問にありましたその他の項で、パネルの周辺にフェンスを設置し、フェンス外側は防草シートを張り、内側は年3回から5回の草刈りを実施する。という文言がありますが、この会社のみ、こういう文言が入っています。これは、良いことだと思うんですが、事務局の方から指導があったりされたのか、それとも会社の意思でこのようにされとるのか、お願いします。

議長 事務局。

事務局 はい、被害防除措置計画書の5番目のところでございますが、こちらの方は事務局の方でこちらに記入してくださいということをお願いしたものでございませぬ。譲受人等の意思でですね、こちらの方へ記載していただいているものと思います。以上です。

議長 はい8番委員さん。

8番 はい。

議長 他にはありませんか。

議長 はい、5番委員さん。

5番 5番の安井です。これも何か見取り図には、フェンスの内部は年2回の草刈りというて書いてあるんですが。

議長 はい、これについても事務局。

事務局 はい、すみません。平面図と防除措置計画の整合の確認がちょっと出来ておりませんで、非常に、ちょっとご迷惑をかけたんですが、被害防除措置計画書の通り、内側年3回から5回の草刈りということで統一の方させていただきたいと思ひます。

5番 はい。わかりました。

議長 よろしいですか。

5番 はい。

議長 他にはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により6件目について朗読説明。)こちらの方は、許可妥当とご判断いただきましたら広島県農業会議への意見聴取案件となります。

議長 はい、6件目について稲田委員さんより報告をお願いします。

稲田委員 はい、去る14日午後1時に、相良・下原両委員と3名で現地を確認いたしました。現地でございますが、北側の■■■■と他の3方が山林に囲まれた飛び地の農地でございます。申請地を現状のまま利用し、造成、整地はしない予定でございます。土砂の流出等、被害の生ずる恐れはないところでございます。周辺農地の日照や通風につきましては、飛び地のため影響はございません。用水は必要としません。排水は自然流下、汚水等は発生をいたしません。以上確認したことをご報告いたします。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありますか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はいどうも。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。また、6件目につきましては広島県農業会議へ意見聴取いたします。ありがとうございました。

(議案第6号)

議長 続きまして。議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。では別冊議案第6号「農用地利用集積計画の作成について」説明させていただきます。2ページをお開きください。

(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)。

甲山地区 2筆 4,110㎡ 世羅地区 38筆 58,505㎡

世羅西地区 10筆 16,099㎡ 合計 50筆 78,714㎡

説明については以上です。



議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。  
議長  
議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)  
議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。よろしくお願いいたします。

(議長交代・3番 折元 文則)

(議長交代 14時07分)

(協議事項)

議長 はい、それでは協議事項(1)令和5年度 世羅町農業委員会事業計画(案)について事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集67ページをご覧ください。協議事項(1)令和5年度 世羅町農業委員会事業計画(案)でございます。こちらにつきましては例年、毎年度、事業計画の方、提案させていただきます、協議の方、していただいております。令和5年度につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選等がございますので、そういった物を追記の方させていただきます。通常の総会につきましては25日、祝日・休日等の場合であれば、後日等に設定の方させていただきます。主なところでございますが、令和5年度につきましては、7月20日に臨時総会を行わせていただく予定でございます。内容につきましては、世羅町農業委員会会長及び会長職務代理者の互選について、議席の決定について、世羅町農地利用最適化推進委員の委嘱について等、協議をしていただく予定となっております。続いて8月1日でございますが、こちらにつきましては、農地利用最適化推進委員の委嘱式を予定させていただきます。併せて、利用状況調査研修会とタブレット研修会も併せて予定の方、させていただきます。その他の項目につきましては、例年、予定させていただきます協議事項等、挙げさせていただきます。また、農業相談につきましては、7月までの任期となっておりますので、それまでの任期の方につきまして記入、委員さんの名前を挙げさせていただきます。事業計画につきましては、別紙資料で、協議事項1関連として、2023年のカレンダーの方も同封して送らせていただいておりますので参考にさせていただけたらと思います。以上です。

議長 はい、事務局の説明がおわりました。何か質疑・意見はありませんか。  
議長  
議長 ございませんか。

議長 それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、案が成立しました。

議長 続いて協議事項(2)令和5年度 農作業標準料金(案)について事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案集 68 ページをご覧ください。協議事項 (2) 令和 5 年度 農作業標準料金 (案) でございます。こちらにつきましては例年、農業委員会におきまして標準料金の方を定めさせていただいて、4 月の町広報等に載せさせていただいて農作業の標準料金、そして参考にしていただいているものでございます。あくまで標準料金につきましては、参考としていただくために定めているものであって、具体的な内容等につきましては、68 ページ、下部分に書いてありますとおり、両者で話し合ってください等のことが出て来ると思います。昨年度からドローンによる散布ということで追加の方させていただいておりまして、そういった物を今年度も引き続き標準料金の中にあげさせていただいて、この度、協議をしていただくものでございます。以上です。

議長

はい、事務局からの説明がおわりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長

ございませんか。

議長

それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長

それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長

はい、全員挙手により、案が成立しました。

議長

続いて協議事項 (3) 農地法改正に伴う下限面積 (別段の面積) 要件の廃止について (案) 事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案集 69 ページをご覧ください。協議事項 (3) 農地法改正に伴う下限面積 (別段の面積) 要件の廃止について (案) でございます。下限面積、別段の面積につきましては、世羅町におきましては、10a 以下ということで、世羅町全域で取り扱いの方、させていただいておりますが、この度農地法関係が改正されたことによりまして、令和 5 年 4 月 1 日を以て、改正前の農地法、ですから下限面積の要件は適用されないようになります。この下限面積につきましては、各市町農業委員会が農地法施行規則第 17 条の基準に従って、区域と別段面積を定め、公示の方、させていただいておりますが、こちらの方が改正法の施行に伴いその効力が失われますので、それに定めてある、で公示している農業委員会については、改正法の施行までの間に、当該公示の廃止するため手続きが必要でありますので、この度、条件の廃止についてということで協議の方、させていただいております。以上です。

議長

はい、事務局の説明がおわりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長

はい、それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長

それでは、報告事項 (1) については冒頭に報告がありましたので、報告事項 (2) 「非農地証明申請について (4 件 4 筆)」事務局より報告を求めます。

事務局

はい、議案集 72 ページをご覧ください。(以下議案集により朗読説明)

(報告事項(2)「非農地証明申請について(4件4筆)」の内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廃年月日	証明を受けようとする地	現地調査委員
		田 1 筆 172 m <sup>2</sup> (現況 墓地) (始末書提出)	H13 年頃	地目変更	黒木啓・勝負・藤高
		畑 1 筆 71 m <sup>2</sup> (現況雑種地) (始末書提出)	H2 年頃	地目変更	是竹・堀田・湯川
		田 1 筆 339 m <sup>2</sup> (現況ため池) (始末書提出)	H7 年頃	地目変更	稲田・相良・下原
		田 1 筆 9.32 m <sup>2</sup> (現況宅地) (始末書提出)	H12 年頃	地目変更	綿谷・神尾・中村

議長  
議長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、報告事項(3)「農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)」事務局より報告を求めます。

事務局

はい、議案集 86 ページをご覧ください。報告事項(3)「農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)」でございます。こちらにつきましては、令和4年12月22日に開催いたしました、第12回農業委員会総会、議案第64号において、許可相当と取り扱いをしていただきまして、それに基づいて広島県農業会議へ意見聴取を行ったものでございます。こちらにつきましては、意見聴取につきましては、異議はないということで回答を広島県農業会議の方からいただきましたので、申請者、譲渡人・譲受人につきましては、許可申請の許可証の方を翌日等で送付の方、をさせていただいております。内容につきましては、世羅町大字■■■■■■■■■■ 外2筆の資材置場等へ、■■■■■■■■■■さんが占用される案件でございました。以上です。

議長  
議長  
事務局

事務局からの説明が終わりました。

報告事項(4)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

はい、議案集 87 ページをご覧ください。報告事項(4)「農業相談について」です。相談日は令和5年2月1日(水)で、場所は東自治センターで行いました。相談員は桜井委員さんと得納委員さん相談が2件ございまして、1件目は今後の農地管理についてということでご相談がございました。相談内容ですが、管理できない農地があり、地目変更したいが、どのようにしたらよいかということで圃場整備済みの農地の関係と、相続できない農地、相続人がいない

ということもあり、今後どのようにしたらよいかということでご相談をいただきました。回答及び参考事項でございますが、管理できない理由で地目変更することはできないのでお伝えしまして、農地は管理が必要になるという話をさせていただいています。続いて転用（地目変更）は、目的がないとできないということで、圃場整備してある農地につきましては、太陽光発電の設置は出来ないということで話をさせていただいております。また、相続の出来ない農地については、法定相続人等を決めていただくしかないということでお伝えさせていただいて、まず、町等が主催する無料登記相談等利用してもらうように、話をさせていただいて、今後、新たな相続制度等のこともございましたので、併せて新たな相続制度等について説明の方、させていただいております。続いて88ページをご覧ください。相談内容は相続登記の関係についてです。農地が祖母の名義になっており、登記名義を変更したいがどの様にしたらよいか。ということでご相談をいただきました。回答及び参考事項等ですが、農地の相続の場合農業委員会の許可は不要だが、相続後に届出させていただく必要がある。と説明させていただいて、相続登記について説明の方はさせていただきましたが、行政書士か司法書士の方へ相談していただくように伝えております。以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。

（連絡事項）

議長 それでは、連絡事項（1）「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集89ページをご覧ください。連絡事項（1）「今後の日程」でございます。（以下、議案集により朗読説明）（連絡事項（1）「今後の日程について」内容）

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
3月1日	農業相談	黒川自治センター	島津委員 宮丸委員	9:30～
3月1日	第3回農業委員会会長 事務局長会議	世羅町役場南館1階 （オンライン形式）	会長 事務局長	13:30～
3月10日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館2階 打ち合わせ室	役員全員	9:30～
3月15日	令和4年度農業委員 農地利用最適化推進委員 研修会	東区民文化センター 1階「ホール」	農業委員・農地 利用最適化推進 委員	13:00～
3月中～下旬	タブレット操作研修会 （旧町単位の農業委員・農地利用 最適化推進委員毎に実施予定）	世羅町役場南館3階	農業委員・農地利 用最適化推進委 員	
3月27日	第3回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場 南館3階 会議室2	委員全員	13:30～

農業相談については、新型コロナウイルス感染症の状況により中止とさせていただきます。その際には出席委員さんの方へご連絡の方させていただきます。令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に出席を希望される方は、期限までに申し込みをして下さい。タブレット操作研修会について、農業委員さん用タブレットは、発注済み、届いて調整をしながら進める予定。以上です。

議長

その他、事務局から何かありますか。

事務局

はい、現在、農地法のガイドライン等の改正の方をさせていただきまして、もう一度、再度、下限面積の関係が変わるということがございますので、また、3月末には再度、ガイドラインというか、農地法関係の事務処理基準の改正を行う必要がございますので、また、3月の総会にはあげさせていただきたいというふうに考えております。また、農業委員さん・農地利用最適化推進委員さんの任期が切れるということがございますので、3月中旬位から町のホームページの方にも、募集要項等あげさせていただきまして、続いて無線放送、ケーブルテレビ等で皆様方へ周知の方、させていただく予定でございますのでご確認の方、していただけたらと思います。また、先程話をさせていただきました、下限面積等の廃止に伴いまして、令和5年4月1日受付分からの様式の方、変更させていただきたいというふうに考えております。この様式の変更に伴いまして、押印の方が原則廃止、3条農地法の関係の申請書につきましては廃止になりますが、その代わりに本人確認が必要になってまいります。そういった所で本人さんの分かる書類、来られないのであれば、本人さんの分かる書類をコピーを付けていただいたりとかですね、押印が廃止になる代わりにそういった所が、ちょっと手続き等が出てまいりますので、様式等合わせた変更につきましても、町のホームページの方等へですね、一旦周知の方、させていただきながら、させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長

委員さんの方から何か連絡がございますでしょうか。

議長

はい、10番委員。

10番

はい、10番荻田です。報告事項4の中で、農業相談があるんですけど、農地が管理できない、圃場整備済みということで、事務的な回答しかないんですけど、そういう作付けされる方を探すとかなですね、そういったことというのはその場で考えられなかったんでしょうか。

事務局

すみません。基本的に利用権設定をされる場合であったとしても、どうしても相続人がいないのであれば、法定相続人等定めていただかないと、利用権設定もしくは、そういった所が出来ませんので、しなくても出来るというお話は出来ませんので、どうしてもこうしたお話にしかできないという部分があるのが一つと、新たに、新たな相続制度の関係についてもですね、どちらにしても相続登記等が完了するか、法定相続人等がないと、国とかで借りるという制度自体も活用できませんので、一旦はどうしても現在の登記人さんから、どなたか現存されている相続人さん、もしくは法定相続人、もしくは代理人と言っ

たところを定めていただく必要がございますので、位な所は説明させていただいております。以上です。

1 番

実はこれ、相談、最初に来て開口一番ですね、国の方へ引き取ってもらえないだろうか。こういう話だったんです。どういうことですかと聞いたら、当人じゃない訳ですね、持っている人じゃない訳です。その土地の地主の方はその地区におられない。どこへおられるか分らんというようなことで、地域として、地域として困るからということで、ある人が農地を自分で管理して、植えられたりなんかされてたんです。だけど、今後、齢も取られたということも一つと、貸し借りするにはかなり几帳面な法律になっていくじゃないですか。そのようなことで「ちょっともう、よう出来んよ。」いうふうなことを地域の中で話し合われて、どうすりゃえかろうかというのが、発端で、事務局から先ほどお話がありましたように、国へ帰属するにしても、何にしても、相続して、誰かが相続人としてはっきりされないと、出来んよという話を伝えたという、その様な経緯ですね。はい。それからはい、その様な話で終わったというふうに理解しております。

事務局

追加でいいです。

議長

はい。

事務局

先程ちょっと話をさせてもらったように、相続人が不明ということであると、そこが農地として使える状態のものでありますと一旦、相続人が不明ということで告示、相続人とか分からないということで不明ということで告示を 6 か月間させていただいた後に、農地中間管理機構を通して利用権設定ということは可能になっております。

議長

他にございますでしょうか。

議長

はい、5 番委員さん。

5 番

所有者が、今言われたのは、所有者が不明でも利用権が設定出来るということなんですか。

事務局

はい、所有者が不明でありましたら、事務局の方で相続人等、ある程度探さしていただいて、その上で相続人がいないということでありましたと、告示等していただいて、その旨を今度は農地中間管理機構の方へ、「告示しました」というようなところをお返しさせていただくようになります。その後中間管理機構はそれを持って、農地が借り受けできるかどうかということも含めて判断して、それで借り受け人を見つけられれば、そこで中間管理機構が、利用権設定するというような形になります。

5 番

で、その所有はどうなるんですか、相続がおらんと。

事務局

所有者はですから、不明のままになります。

5 番

国が。

事務局

国というか空白のままですね。告示をした段階、告示をして意見がなかった段階で相続人さんが出て、出てこられたらまた、それはその時で違う手続きをさせていただいて、いうふうな形になると思います。

5 番

はい。

議長

はい、9番委員

9番

その時に農地中間管理機構へ、依頼するという事になった時に、その圃場ですよね、農地いうものは当然、誰が管理することになるんですか。草刈とかそういう。荒れ地を防ぐために。

事務局

はい、基本的には誰も管理できないので、申し上げにくいのですが、荒れたままになると思います。どしたらいいかという話をこちらに聞かれた時には、その様にお答えするしかないです。

議長

他にはございませんか。

議長

はい、ありがとうございました。これを持ちまして第2回世羅町農業委員会総会を終了いたします。自分が使用されたマイクの箱への片付けをお願いします。本日の会場の片付けは1番委員さんから7番委員さんをお願いしますので、よろしくお願いします。  
(閉会 14:37)